

# 史跡船原古墳保存活用計画 概要版

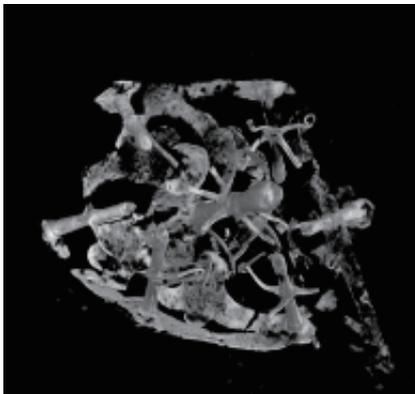
## 史跡船原古墳の概要

史跡船原古墳（以下、「本史跡」という）は、福岡県古賀市谷山・小山田の境となる丘陵上に位置しています。本史跡は、6世紀末から7世紀初頭に造られた前方後円墳である船原古墳と7基の土坑群、船原2号墳からなります。

2基の古墳は平成8年度に発掘調査が行われましたが、この古墳の南側で大量の遺物を埋納した1号土坑が発見されたのは、平成24年度に行われた発掘調査においてでした。1号土坑からは、馬具、武器、武具、農工具等、総数500点を超える大量の遺物が発見され、さらに墳丘外に当時の品物をまとめて穴に埋めた国内初の事例であったことから広く注目を集め、平成28年10月3日に国の史跡に指定されました。



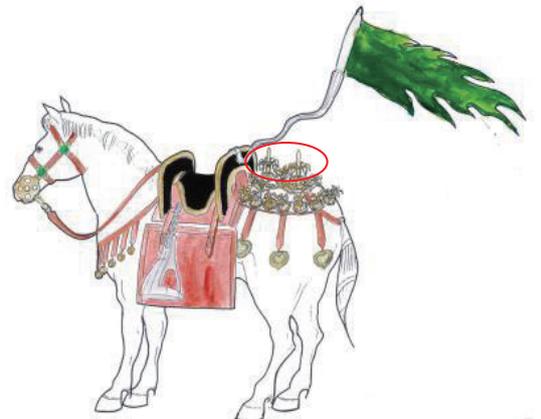
平成25年4月19日調査記事  
(朝日新聞 福岡版)



金銅製歩揺付飾金具（雲珠）の  
出土時のCTスキャン画像  
(九州歴史資料館提供)



金銅製歩揺付飾金具（雲珠）の  
デジタル復元画像  
(九州国立博物館提供)



金銅製歩揺付飾金具（雲珠）の装着位置  
(丸印が該当箇所)

## 計画策定の目的

保存活用計画とは、文化財に関わる人々がその保存及び活用に取り組むために必要な事項を示し、その方針を定めるものです。

重要な歴史的資産である本史跡については、次世代へ伝えていくために保存すると共に、市内や近隣地域に点在する他の文化財や、観光・都市計画とも有機的に結び付け、様々な場面で広く活用される財産にしていくために、適切な管理を行っていく必要があります。そのため、史跡の価値と構成要素を明確化し、周辺環境を含めた史跡としての保存管理・整備・活用の具体的な方法や方針を示しました。

2018年3月  
古賀市

# 史跡船原古墳の価値

## 考古学的価値

～国内初の遺物埋納土坑～

本史跡で発見された古墳外に遺物を埋納する施設は、同時期の日本列島では確認されていません。この発見は、これまで考えられていたよりも古墳に伴う儀礼を行った空間が広く、儀礼自体も複雑であったことを示しており、古墳あるいはその調査の概念を変え、葬送儀礼の新たな側面の解明につながるという価値を有しています。

## 歴史的価値

～空白地帯に現れた前方後円墳～

船原古墳は、前方後円墳築造の末期に造られ、古賀市でこれまでに確認されている唯一の前方後円墳です。さらに古墳には遺物埋納土坑を伴い、朝鮮半島との関係をうかがわせるものを含む質、量共に卓越した遺物が埋納されており、当時の北部九州とヤマト王権との関係、対外交流の在り方を考える上で貴重です。

## 古賀市としての価値

～初の国指定文化財～

国内で他に例のない多くの発見があったことに加え、古賀市にとって初の国指定文化財である本史跡は、市民の注目を集めており、ふるさとを象徴する文化財として市民の郷土愛の醸成に重要な役割を担い、まちづくりの核としての期待も大きいものです。

## 科学技術的価値

～新しい調査研究手法「船原方式」の確立～

本史跡では遺構、遺物の新たな調査研究手法を確立させてきており、それによって得られたデジタルデータは遺構、遺物の立体情報を一般の方に分かりやすく提示します。「船原方式」とも言うべきこの新しい調査研究手法は他の遺跡の指針となるものであり、本遺跡を保存活用していく上でも価値が高いものです。

## 基本理念

本史跡を地域に根ざしたふるさとの象徴としていくことで“まちづくり”を実現するため、「船原古墳を介した様々な“つながり”を学び、築き、育む”ことを目指し、以下三つの基本理念を掲げます。

### 過去との “つながり”を学ぶ

史跡を訪れた人が、当時の政治、社会、文化を学ぶための環境を整えます。そのために、調査研究を通じて価値と構成要素を明確にし、本史跡が体现する価値と地域の歴史を分かりやすく解説します。

### 現在における “つながり”を築く

本史跡と地域や市民とのつながりを築き、更には他地域との交流を築くため、様々な活用を展開させます。また、人の集う活動や交流の場として本史跡を保存活用していくため、市民と共働した活動を促進することで価値の共有化を図ります。

### 未来との “つながり”を育む

地域に根ざした包括的な保存活用を継続的に進めることで、地域と人々の活動や交流が定着するように努め、市民が本史跡を、ふるさとを象徴する文化財と認識し、地域の誇りとして守り未来へ継承させる思いを育みます。

# 保存管理

## 計画対象範囲の区分

史跡の適切な保存管理を進めるために、計画対象範囲を次のように区分します。

A地区(指定地/市有地):

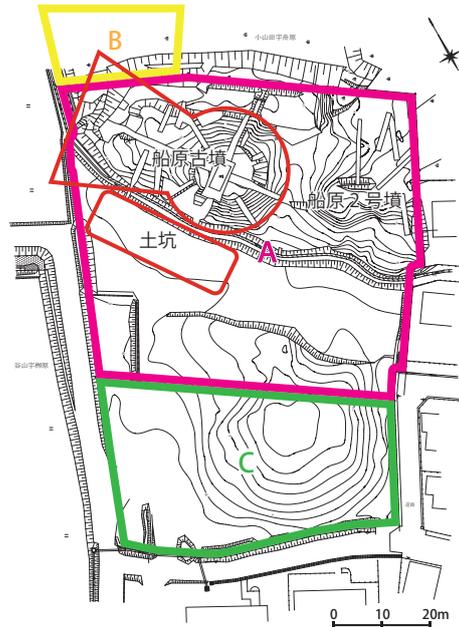
船原古墳、土坑及び2号墳が存在する区域

B地区(指定地外/民有地):

船原古墳の前方部があったと推定される区域

C地区(指定地外/市有地):

駐車場整備を行った区域



計画対象範囲の区分図

## 保存管理の方法

史跡を次世代に確実に継承するために、根拠法令に基づいた適正な保存管理の方法を提示します。

構成要素ごとの保存管理

	地区	構成要素	保存管理
史跡の価値を構成する要素	A地区	船原古墳(墳丘・石室)、土坑、溝、天井石	遺構を確実に保存するため、定期的に点検を行う。き損の恐れのあるものについては保存措置を講じる。
		船原2号墳(墳丘・石室)	遺構を確実に保存するため、定期的に点検を行う。き損の恐れのあるものについては保存措置を講じる。
		遺物(古墳時代)	埋蔵されている遺物はその保存環境について定期的に点検を行い、必要に応じて保存措置を講じる。
	B地区	船原古墳(推定前方部の墳丘)、未確認の遺物(古墳時代)	周知の埋蔵文化財包蔵地として、開発行為等が発生した際には、必要に応じて発掘調査を行う。発掘調査で遺構や遺物が発見された場合は、速やかに記録を取り、遺構においては保存処置を講じ、遺物については取り上げを行い、収蔵庫等で適切に保管する。
補完する要素	A地区	土坑群平面表示、説明板、標柱、境界標	破損や汚れなどがないかを定期的に点検し、必要に応じて維持補修を行う。
	C地区	案内板	破損や汚れなどがないかを定期的に点検し、必要に応じて維持補修を行う。
その他の要素	A地区	基幹用水路、コンクリート擁壁、盛土、ガードパイプ	基幹用水路は機能の維持等について点検を行う。擁壁は亀裂等がないかを定期的に点検する。北東側の盛土については崩落やひび割れなどがないかを定期的に点検する。破損や異常が確認された場合は、必要に応じて維持補修を行う。
	B・C地区	コンクリート擁壁、駐車場、側溝、盛土	擁壁は亀裂等がないかを定期的に点検する。盛土は墳丘側に流れ込んでいないかを点検する。既存の工作物等は機能を維持するため定期的に点検する。破損や異常が確認された場合は、必要に応じて維持補修を行う。

## 現状変更の取扱基準等

文化財保護法第125条の規定により、指定地内において現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為(現状変更等)については文化庁長官の許可を得なければなりません。

現状変更等の基本的な考え方は、次のとおりです。

- ① 遺構、遺物の保存に影響を及ぼすものは認めない。
- ② 軽微なものを除き、史跡景観を阻害するものは認めない。

## 活用

本史跡をふるさとの象徴とし、市民が地域の誇りとして守り、未来へ継承していくため、史跡の価値と地域の歴史を理解するための継続的な活用の充実を図ります。

本史跡の価値を市民が共有することで、史跡が地域や人とつながり、市民活動の原動力となって地域が活性化されていくことを目指します。

その上で、国内外の関連する研究機関や遺跡等との連携を深めることで史跡の価値を高め、さらには、関連機関等と相互に連動した公開・活用を推進していきます。



学校教育との連携による学びの場の提供



調査・研究成果の蓄積と発信

## 整備

本史跡への来訪者を迎えるため、平成 29 年度に駐車場や史跡の管理に必要な標柱や説明板等の整備を行いました。今後は、本史跡の価値とそれを構成する要素を確実に保存しながら、的確に伝えることができる学びの場としていきます。また、本史跡を通じて様々な人々が集い活動できる環境を提供します。

一方、指定地内には主幹用水路が通るなど農地との関わりがあり、計画対象範囲外には住宅地が隣接するため、周辺環境と史跡景観の調和に配慮する必要があります。

本史跡をよりよいものにしていくための具体的な整備内容等は、今後策定する史跡船原古墳整備基本計画において検討を行い、それに則った整備を進めます。



指定地の現在の状況

国史跡船原古墳保存活用計画の詳しい内容は、下記にてご覧ください。

- ・市役所情報公開窓口
- ・リーパスプラザこが図書館（古賀市立図書館）
- ・市公式ホームページ（<http://www.city.koga.fukuoka.jp/>）

お問い合わせ

古賀市（古賀市教育委員会 文化課）

福岡県古賀市駅東 1 丁目 1 番 1 号  
〒811-3192 電話番号 092-940-2683